様式３

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書

　　年　　月　　日

　○○地方事務所の長　様

　（森林・林業振興局長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の所在地

商号又は名称

代表者氏名

１　構成員　　　　　　　　　（別紙のとおり）

２　改善計画　　　　　　　　（別紙のとおり）

　　　　　　　　　　　　　　（構成員の個別の改善計画についても添付のこと）

様式４

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

１　計画策定事業主の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業主名 | 所在地 | 代表者 | 事業内容 | 木材業者  登録番号 | 資本金 | 従業員数 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 支援センター |  |  |  |  |  |  |

２　事業策定事業主の労働力の需給の動向

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

３　計画策定事業主の雇用管理及び事業の現状

|  |
| --- |
| １　雇用管理の現状  ２　事業の現状 |

（記載要領）

共同して改善事業に取り組むこととした理由が分かるように記載すること。

４　共同の改善措置の計画

（１） 共同改善計画の実施期間

|  |
| --- |
| 年　　月～　　　　　　　　　年　　月 |

（記載要領）

共同改善計画の実施期間を記載すること。なお、実施期間は、５年間（終期は、５年目の日の属する事業年度の末日まで）以内とする。

（２）共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

ア　雇用管理の改善

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 実施の有無(○ 又は×) | 参加事業主数 |
| 雇用の安定化 |  | 人 |
| 労働条件の改善 |  | 人 |
| 労働安全の確保 |  | 人 |
| 募集･採用の改善 |  | 人 |
| 教育訓練の充実 |  | 人 |
| 多様な人材の活躍の促進 |  | 人 |
| その他の雇用管理の改善 |  | 人 |

（記載要領）

募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと。

イ　事業の合理化

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 実施の有無(○ 又は×) | 参加事業主数 |
| 事業量の安定的確保 |  | 人 |
| 生産性の向上 |  | 人 |
| 林業労働者のキャリアに応じた技能の向上 |  | 人 |
| その他の事業の合理化 |  | 人 |

（３）共同改善措置の目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

　 ア　雇用管理

　（雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、多様な人材の活躍の促進その他の雇用管理の改善）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改善措置の目標 |  | |
| 年　次 | 改善措置の内容 | 改善措置の実施方法 |
| １年次 |  |  |
| ２年次 |  |  |
| ３年次 |  |  |
| ４年次 |  |  |
| ５年次 |  |  |

（記載要領） 改善措置の項目ごとに別様とすること。

　 イ　事業の合理化

（事業量の安定的確保、生産性の向上、林業労働者のキャリア形成に応じた技能向上、その他の事業の合理化）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改善措置の目標 |  | |
| 年　次 | 改善措置の内容 | 改善措置の実施方法 |
| １年次 |  |  |
| ２年次 |  |  |
| ３年次 |  |  |
| ４年次 |  |  |
| ５年次 |  |  |

（記載要領） 改善措置の項目ごとに別様とすること。

　　ウ　資金調達方法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年次 | 項目 | 調達方法 | | | | 備考 |
| 自己資金 | 制度資金 | 市中資金 | 補助金 |
| １年次 | 雇用管理の改善 |  |  |  |  |  |
| 事業の合理化 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |
| ２年次 | 雇用管理の改善 |  |  |  |  |  |
| 事業の合理化 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |
| ３年次 | 雇用管理の改善 |  |  |  |  |  |
| 事業の合理化 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |
| ４年次 | 雇用管理の改善 |  |  |  |  |  |
| 事業の合理化 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |
| ５年次 | 雇用管理の改善 |  |  |  |  |  |
| 事業の合理化 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

５　センターが事業主の委託を受けて労働者の募集を行う場合の当該募集の従事者及び内容

（１）募集従事者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　名 |  |
| 役　　　　職 |  |

（記載要領） センター職員のうち、募集業務に従事する者を記載すること。

（２）募集内容

|  |  |
| --- | --- |
| 賃　　　　金 |  |
| 労働時間及び休日 |  |
| その他の募集内容 |  |

（記載要領） 共同改善計画の構成員の平均的な募集内容を記載すること。

６　その他

　　共同改善措置の実施体制図

様式５

改善計画認定通知書（申請者用）

　　年　　月　　日

様

○○地方事務所の長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（森林・林業振興局長）

　　　年　　月　　日付けで申請のあった改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第３項の規定により認定します。

様式６

改善計画認定通知書（関係機関用）

　　年　　月　　日

様

○○地方事務所の長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（森林・林業振興局長）

　　　年　　月　　日付けで　　　　　　　　　　　　から申請のあった改善計画について、別添写しの通り林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第３項の規定により認定したので通知します。

様式７

改善計画変更認定申請書

　　年　　月　　日

　　○○地方事務所の長　様

　　（森林・林業振興局長）

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　　　年　　月　　日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第６条第１項の規定により申請します。

記

１　変更事項の内容（別添のとおり）

２　変更の理由

（添付資料）

（１）変更後の内容を記載した様式２「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」（共同改善計画の認定事業主にあっては様式４「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び様式２「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」）

（２）様式１４「改善措置実施状況報告」（ただし、既に提出したものを除きます。）

（３）認定事業主の最近３年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近２年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類。ただし、既に提出したものは除きます。）

様式８

改善計画変更届出書

　　年　　月　　日

　　○○地方事務所の長　様

　（森林・林業振興局長）

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　　　年　　月　　日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第６条第１項の規定により届け出ます。

記

１　変更事項の内容（別添のとおり）

２　変更の理由

様式９

改善計画変更認定通知書（申請者用）

　　年　　月　　日

様

　 ○○地方事務所の長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（森林・林業振興局長）

　　　年　　月　　日付けで申請のあった改善計画の変更について、林業労働力の確保の促進に関する法律第６条第３項の規定により認定します。

様式１０

改善計画変更認定通知書（関係機関用）

年　　月　　日

様

　 ○○地方事務所の長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（森林・林業振興局長）

　　　年　　月　　日付けで　　　　　　から申請のあった改善計画の変更について、別添写しの通り林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第３項の規定により認定したので通知します。

様式１１

改善計画認定取消通知書（事業主用）

　　年　　月　　日

様

　　○○地方事務所の長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（森林・林業振興局長）

　　　年　　月　　日付けで認定した改善計画について、下記の理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保に関する法律第６条第２項の規定により、認定を取り消したので通知します。

【総合事務所長が取消処分を行う場合】

　なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、○○裁判所（※処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所）に提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

【森林・林業振興局長が取消処分を行う場合】

　なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、○○裁判所（※処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所）に提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

　ただし、処分があることを知った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求した場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

記

取消の理由

※認定計画の実施に著しい支障が生じ、計画の実施見込が無くなった又は認定基準を満たさなくなった等の具体的な理由を記載すること。

（例）事業主の死亡により廃業になったため。

様式１２

改善計画認定取消通知書（関係機関用）

　　年　　月　　日

様

○○地方事務所の長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（森林・林業振興局長）

　　　年　　月　　日付けで認定をした　　　　　　の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保に関する法律第６条第２項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

　取消の理由

様式１３

改善措置実施状況報告

　　　年　　月　　日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況（　　年次）を報告します。

　　年　　月　　日

○○地方事務所の長　様

（森林・林業振興局長）

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

１　実施した改善措置の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 改善措置の実施項目 | | 実施した改善措置の内容 | 改善措置の実施上の問題点及び今後の対応方針 |
| 雇用管理の改善 | 雇用の安定化 |  |  |
| 労働条件の改善 |  |  |
| 労働安全の確保 |  |  |
| 募集･採用の改善 |  |  |
| 教育訓練の充実 |  |  |
| 多様な人材の活躍の促進 |  |  |
| その他の雇用管理の改善 |  |  |
| 事業の合理化 | 事業量の安定的確保 |  |  |
| 生産性の向上 |  |  |
| 林業労働者のキャリアに応じた技能の向上 |  |  |
| その他の事業の合理化 |  |  |

（記載要領）

１　改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。

２　改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。

３　認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

２　事業主の雇用管理及び事業の現状

|  |
| --- |
| （　　年次） |

（１） 組織

ア　役職員数

（ア）役員数

|  |  |
| --- | --- |
| （常勤）　　　　　名 | （非常勤） 　　　　　名 |

（イ）職員数（雇用形態別）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用形態 | 雇　用　実　績 | | | うち採用者数 |
| 林業現場  作業職員 | 事務系等職員 | 計 |
| 常用  （うち通年） | 人  （　　　　人） | 人  （　　　　人） | 人  （　　　　人） | 人  （　　　　人） |
| 臨時・季節 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| その他 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 合計 | 人 | 人 | 人 | 人 |

（記載要領）

１　雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。

２　林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第２条第１項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。

３　事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

４　常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。

５　臨時とは、雇用契約において１か月以上４か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（４か月未満、４か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

６　その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において１か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

（２）雇用管理

ア　雇用管理体制

（ア）雇用管理者の選任

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　所　名 | 選任の有無 | 雇用管理者の役職、氏名 |
|  |  |  |

（記載要領）

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

（イ）雇用に関する文書の交付・就業規則の作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 | 交付の有無 | 文書の内容 |
|  |  | （別　　添） |

（記載要領）

１　事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

２　交付している文書（労働条件通知書等）の様式及び就業規則の写しを添付すること。

（ウ）社会・労働保険等への加入状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険等の種類 | 被保険者数  （被共済者数） | 備　　考 |
| 労災保険 | 人 |  |
| 雇用保険 | 人 |  |
| 健康保険 | 人 |  |
| 厚生年金保険 | 人 |  |
| 林業退職金共済等 | 人 |  |

（記載要領）

１　労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。

２　雇用保険被保険者数、健康保険被保険者数及び厚生年金被保険者数には被保険者数を記載すること。

３　林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。

４　備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。

５　社会･労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

（３）事業内容

ア　事業実績

|  |  |
| --- | --- |
| 事業期間 | 年　月　日から　年　月　日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | | | 事業量 | 売上高  （単位：百万円） |
| 林　業 | 素材生産 | 主伐 | | m3 | 百万円 |
| 間伐 | | m3 | 百万円 |
| 計 | | m3 | 百万円 |
| 造林 | 植付 | | ha | 百万円 |
| 下刈り | | ha | 百万円 |
| その他 | （　） |  | 百万円 |
| （　） |  | 百万円 |
| （　） |  | 百万円 |
| 計 | |  | 百万円 |
| 上記以外 | | |  | 百万円 |
| 林業関連その他 | | | |  | 百万円 |
| 合　計 | | | | － | 百万円 |

（記載要領）

１　事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。

２　事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載すること。

３　素材生産の事業量は素材材積換算とすること。

４　造林のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

５　上記以外には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。

６　林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ　事業区域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 事　業　区　域 | 備　　　考 |
| 林業 | 素材生産 | 県　　市（町、村） |  |
| 造林 | 県　　市（町、村） |  |
| 上記以外 | 県　　市（町、村） |  |
| 林業関連その他 | | 県　　市（町、村） |  |

（記載要領）

１　区分は、アに同じ。

２　事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。

３　流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ　雇用量及び労働生産性

|  |  |
| --- | --- |
| 事業期間 | 年　月　日から　年　月　日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | | | 雇用量  （単位：人日） | 労働生産性  （単位：m3/人日、ha/人日） |
| 林　業 | 素材生産 | 主伐 | | 人日 | m3/人日 |
| 間伐 | | 人日 | m3/人日 |
| 計 | | 人日 | m3/人日 |
| 造林 | 植付 | | 人日 | ha/人日 |
| 下刈り | | 人日 | ha/人日 |
| その他 | （　　　） | 人日 |  |
| （　　　） | 人日 |  |
| （　　　） | 人日 |  |
| 計 | | 人日 |  |
| 上記以外 | | | 人日 |  |
| 林業関連その他 | | | | 人日 |  |
| 合　計 | | | | 人日 | － |

（記載要領）

１　事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。

２　雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。なお、外部に委託した事業は含まない。

３　区分は、アに同じ。

エ　資本装備

林業機械保有台数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機　　種 | 台　　数 | 稼働日数 | 備　考 |
|  | 台（台） | 日 |  |
|  | 台（台） | 日 |  |
| 合　　計 | 台（台） | 日 |  |

（記載要領）

１　台数及び稼働日数には、当該報告に係る事業年度の保有台数及び稼働日数を記載すること。

２　保有台数には１年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については（　　）書外数とすること。

オ　技術者・技能者数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資格等の区分 | 人　数 | 備　考 |
| フォレストワーカー（林業作業士） | 人（　　　人） |  |
| フォレストリーダー（現場管理責任者） | 人（　　　人） |  |
| フォレストマネージャー（統括現場管理責任者） | 人（　　　人） |  |
| 森林作業道作設オペレーター | 人（　　　人） |  |
| 森林施業プランナー | 人（　　　人） |  |
| 森林経営プランナー | 人（　　　人） |  |
| 技術士 | 人（　　　人） |  |
| 技能士 | 人（　　　人） |  |
| 林業技士 | 人（　　　人） |  |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | 人（　　　人） |  |
| 合　　　計 | 人（　　　人） |  |

（記載要領）

１　資格等の区分には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。

ア　フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。

イ　森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。

ウ　森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。

エ　森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者とする。

オ　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。

カ　技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。

キ　林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

ク　その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林･林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）等とする。

２　人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに養成した人数を（　　）書内数として明記すること。

様式１４

改善措置実施結果報告

　　　年　　月　　日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

　　年　　月　　日

○○地方事務所の長　様

（森林・林業振興局長）

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改善措置の実施項目 | | 実施した改善措置の内容 |
| 雇用管理の改善 | 雇用の安定化 |  |
| 労働条件の改善 |  |
| 労働安全の確保 |  |
| 募集･採用の改善 |  |
| 教育訓練の充実 |  |
| 多様な人材の活躍の促進 |  |
| その他の雇用管理の改善 |  |
| 事業の合理化 | 事業量の安定的確保 |  |
| 生産性の向上 |  |
| 林業労働者のキャリアに応じた技能向上 |  |
| その他の事業の合理化 |  |

（記載要領）

　１　改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。

　２　認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。